

## 第2回川口市自治基本条例策定委員会会議録

川口市自治基本条例策定委員会

# 目 次

第2回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表	1
第2回川口市自治基本条例策定委員会会議録	5
1 開会	6
2 傍聴の許可について	6
3 自己紹介	7
4 講演会	7
5 議事	28
(1) 検討部会の割り振りについて	28
6 自己紹介	34
7 傍聴の報告について	34
8 閉会	34

第2回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表

1 開催日時 平成19年7月31日(火)

開会 午後6時32分

閉会 午後7時56分

2 開催場所 川口市職員会館 3階体育室

3 自治基本条例策定委員会出席委員

	氏名	備考
委員長	立石 泰広	市議会議員
副委員長	金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科・教授
副委員長	平 修久	聖学院大学政治経済学部・教授
副委員長	佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部・准教授
副委員長	三宅 雄彦	埼玉大学経済学部・准教授
副委員長	石井 良一	滋賀大学産業共同研究センター・客員教授
委員	團野 純子	川口商工会議所
委員	増田 征則	川口機械工業協同組合
委員	砂沢 学賦	川口青年会議所
委員	椎橋 美孝	川口農業青年会議所
委員	中村 純司	日本労働組合総連合会埼玉県連合会・川口地域協議会
委員	湯本 孝子	ファミリーサポートセンターサポーター
委員	小川 裕子	日本ガーディアン・エンジェルス川口支部
委員	北原 伸泰	川口市民生委員児童委員協議会
委員	永瀬 恒夫	朝日地区連合町会長
委員	光田 直之	市議会議員
委員	木岡 崇	市議会議員
委員	池田 嘉明	市議会議員
委員	岩澤 勝徳	市議会議員
委員	松本 英彦	市議会議員
委員	豊田 満	市議会議員
委員	大関 修克	市議会議員
委員	阿部 ひろ子	市議会議員
委員	金子 信男	市議会議員

委員	青山 恵子	公募委員
委員	浅羽 理恵	公募委員
委員	庵地 眞見	公募委員
委員	碓 康雄	公募委員
委員	石井 邦夫	公募委員
委員	伊田 清	公募委員
委員	伊田 昭三	公募委員
委員	大崎 行雄	公募委員
委員	落合 祥二	公募委員
委員	神尾 裕子	公募委員
委員	河合 恭平	公募委員
委員	小島 勉	公募委員
委員	佐藤 一毅	公募委員
委員	篠田 直毅	公募委員
委員	鈴木 忠寛	公募委員
委員	高橋 清	公募委員
委員	堀和 光二郎	公募委員
委員	長谷川勇太	公募委員
委員	林 美恵子	公募委員
委員	堀 啓映子	公募委員
委員	森 雄児	公募委員
委員	山田 幸子	公募委員
委員	吉澤 康博	公募委員
委員	吉田 順子	公募委員

4 自治基本条例策定委員会欠席委員

	氏 名	備 考
委員	佐々木 秀夫	川口鋳物工業協同組合
委員	宮原 美佐子	公募委員

5 その他の出席者

	氏 名	備 考
事務局	村川 勝司	企画財政部長
事務局	押田 善司	企画財政部次長兼総合政策課長
事務局	永井 克昌	総合政策係長
事務局	三野 悟	総合政策課主査
事務局	中村 美智江	総合政策課主査
事務局	二俣 祐二	総合政策課主任
事務局	小野 秀憲	総合政策課主任
事務局	松木 利史	総合政策課主任
事務局	中山 知樹	総合政策課主事
事務局	小池 純司	(株)野村総合研究所
事務局	妹尾 昌俊	(株)野村総合研究所
事務局	山口 高弘	(株)野村総合研究所
事務局	小野寺 孝	(株)野村総合研究所



## 第2回川口市自治基本条例策定委員会会議録

## 1 開会（午後6時32分）

立石委員長

皆さん、こんばんは。

本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

これより、第2回川口市自治基本条例策定委員会を開会いたします。

本日の出席委員は半数以上でありますので、この会議は成立しております。

会議の内容につきましては、次第にもありますとおり、講演会といたしまして、第1検討部会の部会長であります東京大学の金井教授にご講演をいただき、次に議事として検討部会の割り振りについてをお諮りし、その後、各部会に分かれていただきたいと存じます。

なお、検討部会の割り振りにつきましては、資料ナンバー2の2により案が示されておりますが、講演会の後に事務局から説明がありますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、皆様方のご協力をいただきながら、スムーズな進行に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

## 2 傍聴の許可について

立石委員長

初めに、傍聴人の人数についてお諮りしたいと存じます。前回の策定委員会でもご意見がありましたが、傍聴希望者につきましては、特に定数を設けず、できるだけ多くの方が傍聴できるよう、最大限、配慮してまいるといふことでよろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは、ご異議がないようですので、そのようにいたしたいと存じます。

なお、本日は策定委員会の後に、第1回目の検討部会の開催をお願いいたしますが、5つの部会の同時開催となります。本来であれば、傍聴希望はそれぞれに提出していただくことになっておりますが、この策定委員会への傍聴希望者はどの部会でも傍聴ができることといたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

異議なし



立石委員長

皆様のご賛同をいただきましたので、そのようにいたしたいと存じます。

なお、本日の委員会を傍聴したい旨の届け出が2名の方から提出されておりますが、これを許可いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし

### 3 自己紹介

立石委員長

それでは、傍聴の許可をいたしたいと存じます。傍聴人の方、傍聴席へお願いいたします。

それでは、ここで前回の策定委員会に遅れて参加された委員さん、もしくは欠席された委員さんに自己紹介をお願いしたいと存じます。

時間の関係もあり、所属とお名前のみでお願いしたいと存じます。

初めに、高橋委員からお願いします。

(各委員、順に自己紹介)

高橋 清委員 (公募)

林 美恵子委員 (公募)

落合 祥二委員 (公募)

増田 征則委員 (川口機械工業協同組合)

中村 純司委員 (日本労働組合総連合会埼玉県連合会・川口地域協議会)

### 4 講演会

立石委員長

次に、次第の3、講演会といたしまして、東京大学大学院法学政治学研究科教授の金井副委員長からの講演ございます。

それでは、金井副委員長、よろしく申し上げます。

金井副委員長

皆さん、こんばんは。

副委員長ということですが、私も一委員なのでありまして、最初に何か講演をするような立場では全然ないのであります。言うなれば、委員として、最初にお前の

考えていることを報告しろということを、まずやらされる立場かなということで、あまり気張らずに、お聞きいただければと思います。

自治基本条例に関する私の思いという程度のものでありまして、自治基本条例についてこれが正しいだとか、こういうふうに作るとか、作るべきだとかそんなことは全然考えておりません。自治基本条例というのとは一体どんなものなのかということについて、私がどう考えているかということをお話して、その上で、委員の皆さん自身が自分の考える自治基本条例というものは何なのか、お考えいただくきっかけになればと存じます。ただし、自分の考える自治基本条例だけで突っ張ると、これは50も60もできてしまいますので、自治基本条例ではなくて「私の基本条例」になってしまうということでもありますので、その後はどうやって合意をつくっていくのかという話になると思うんです。けれども、まずは自分がどういうふうなイメージを持つのかということをしてほしいんではないかと思えます。そのときに、一つのサンプルとして、お前は一体どう考えているのかということをお話してみたいというふうに思えます。大体、こういう座学形式ですけども、講師が一方向的に話して、ただ聞いているというのとは大変眠いということもありまして、しかも、こんな時間にやると、うつらうつらしてしまうということもありますから、さっとかいつまんで私は何を考えているのかということをお話していきたいなというふうに思えます。

ということで、事務局に資料を用意していただいたんですが、大体最近ではパワーポイントを使って、ビジュアルに報告をするというのがはやっておりますけど、私はパワーポイントをつくるのに、大変長い時間がかかってしまって、つくれないとは言わないんですが、それをつくるだけで3日か4日かかってしまって、そのうち自分が言いたいことは何だったのか忘れてしまうということもありまして、依然として、パワーポイントが使えないんです。というか、使えるんだけど、使うのに極めて長時間かかる、それと、当日の操作にさらに長時間かかる、思ったとおり動かなくて、それだけで30分ぐらい過ぎてしまうということで、何のためにやったかよくわからないということになってしまう。ということで、前近代的だとは言いませんけど、一応、ワープロを使ってますから近代的と言えれば近代的なんですけど、大変申し訳ないんですが、こういう、大変伝統的なスタイルで資料をつくらせていただきました。

それで、川口市における自治基本条例とは何かということですが、端的に言うと、さっき言いましたとおり、私の思っている川口市における自治基本条例とは何かということですね。

#### < 1 . はじめに >

最初に、「はじめに」と書いてあるんですが、まあ、お前はどういうつもりでいるのかということでもありますね。端的に言いますと、自治基本条例というのは確定した定義はないということは、これは最大のポイントであるということです。ですから、

前回の辻山先生の講演を聞いて、あのとおり暗記しても全然役に立たない、とまでは言いませんけれども、それが唯一の正しい答えではないということでもあります。それで、これが自治基本条例だと決まっているものがないというときにどういうふうに考えたらいいのかというと、2つのアプローチがあります。何が自治基本条例かわからないというときにはどうするかというと、一つは、現在あるいわゆる自治基本条例とか、自称・自治基本条例というものから、最大公約数とか最小公倍数と申しますか、何となく共通しているものを探すという作戦が一つあります。

それから、もう一つは、現実にあるものは放っておいて、自分が、これが、本物の自治基本条例だというふうに思い込んで、これこそが本当の自治基本条例である、それ以外のものは本物でないということになりかねないわけですが、この本物の自治基本条例というものを考えるということからアプローチするんですね。これには2つあって、どう違うかということ、これが本物の自治基本条例だと決めると、世の中にある自称・自治基本条例は、中には自治基本条例にふさわしくないものがあろうということの意味するということになりますね。

逆に言うと、思い込みの自治基本条例でありますから、お前が思っているだけだろうということになりかねない。これは他の人から見ると、それこそ偽物に違いないというふうに、言われる可能性があるということですね。だから、この2つのアプローチはどちらが正しいというわけではないんですけれども、とりあえず、今日は、私が自治基本条例ということを考えるということからすると、2番目の「本物の自治基本条例というのは何か」というアプローチから、あえていってみようというふうに思うわけです。

それで、この本物の自治基本条例の本物たる要素は何かと、これがなくなったら自治基本条例と呼べないというものは何かと、私が考える内容を最初に言ってしまうと3つです。

第1番目は、市民の権利を保障する、あるいはそれを実現するという内容が入っている、これが自治基本条例、本物の自治基本条例と偽物の自治基本条例を分ける一つのポイントであるというふうに、私は考えます。

それから、2番目のポイントは、権力者への統制で、これは権力者を縛る、あるいは権力者にやらせるということであって、市民がやらされるとか、権力者の言いなりになるとか、そういうことは反対なんですね。ポイントは権力者への統制を含んでいるということです。

それから、3つ目のポイントは、今、何かを解決するというだけでなく、中長期的な視点と言いますか、長い視座と言いますか、非常に長期にわたるものについて考えてある、ということですね。

これらの3つのポイントが本物の自治基本条例かな、と思っています。それで、なぜ私がそう考えるのかというのは、後で少しお話をしていきたいと思うんですけれど

も、これは2「本物の自治基本条例」の(1)「憲法からの比喩」のところですね、なぜこの3つが本物の自治基本条例というもののポイントなのかということは、ここから出てくるわけです。

だから、私の考えている自治基本条例ですが、別にあなたがち私が勝手に考えているわけではないということです。

それから(2)「2つのイメージ」ですが、市長が何を言ったのかということと、それから辻山先生が何を言ったのかということは、これはもう前回、皆さんお聞きになられているのではないかと思います。私が繰り返すまでもないんですけども、市長の考えるイメージというのとは何か。市長の考えるイメージは、私の聞いたところでは、市民が行政から口を開けてサービスを放り込まれているよりも、自分で何かやった方がきっと満足が高いんじゃないかと、そういうイメージであるということですね。

それから、辻山先生のイメージは、今までは、国と言いますか、霞ヶ関の方に全部奪われてしまっていた市役所というものを、市民の方に取り戻すんだと、何かぶら下がっているだんごが串から落ちてくるようなことを言ってましたけれども、そういうイメージですね。国の方に取られちゃっていたものを、市民のもとにどうやって取り戻すかという、こういうイメージだということですね。

いずれも実は、市民が何ができるのか、あるいは、国が市役所をコントロールするのではなくて、市民が市役所にどうするのかということが重要だと考えています。

これは、まさに私が言っている、市民による市民の権利を保障するとともに、執行権力者、つまり市役所をどうコントロールするのか、ということです。何かしてくれるというサンタクロースとしての市役所を期待しているのじゃなくて、市民がどうするのかということなんだと、こういうイメージですから、おそらく両者、市長と辻山先生が言われた内容は、広い意味での自治基本条例の要素をイメージしているんだろうなというふうに聞いていたわけですね。

## < 2 . 本物の自治基本条例 >

### < (1) 憲法からの比喩 >

実は、自治基本条例は、非常に漠然と自治体の憲法だという言い方をするわけですね。その比喩は一体何を意味しているのか、憲法というのはそもそも何なのか、ということですね。あるいは何ををもって憲法と呼べるのかということとして、これは実はかなり学問的に決まっています、これは、私の思い込みではなくて比較的決まっています。

一つは、レベル1として、どんな国家でもいいですから、基本的なルールはある。基本的なやり方を決めているものというのは、国家があれば、それはあるだろうということ、これは、レベル1の憲法というふうに呼ぶことができるわけです。これは、どんな国家にもあるんですね。独裁国家であろうと、あるいは江戸時代の江戸幕府で

あろうと、共産主義国家であろうと、イスラム原理主義の国であろうと、これはおよそ国家というものがあればちゃんとそれを運営するためのやり方というのがあるということになるんです。これが、レベル1の憲法です。

しかし、通常、我々がいう憲法というのはそうではなくて、もうちょっと狭い、どんな国でも憲法があるとは言わないということです。これは、「近代的な意味での憲法」の場合ですね。あるいは「立憲的な意味での憲法」というふうに言うんですけれども、端的に言えば、独裁国家の憲法は憲法と呼ばないということです。これは大変高飛車なタイプでありまして、独裁国家のは憲法じゃない、おれたちのだけが憲法だというわけでありまして、大変不遜なと言いますか、自己中心的な考え方なわけがあります。しかし、それは単に自己中心的ではなくて、およそ人間にとってはそっちの方がいいんだという信念に支えられているわけです。

これが「近代的な意味での憲法」ということで、その中身は何かというと、これは中学校の公民とかの世界になるわけでありまして、基本的人権の尊重、それから民主主義、そして権力分立というような内容でして、そしてそれらが、歴史的に勝ち取られてきて、広まっていったんだという、こういう世界観ですね。つまり、一部の国だけで細々とやっているんじゃなくて、アメリカやイギリスとかでやった、あるいはフランスとかでできたことが、別にアメリカとかフランスだけのものではなくて、それは人類に普遍的なものがあるという、歴史的かつ空間的にどこでも通用すると、こういう考え方なんです。つまり、基本的人権を尊重する、権利を保障するといった、これらを定めるものは憲法であるということです。

それから、権力分立と民主主義というのは、要は支配者が勝手にやらないということです。国民の意見を聞いてちゃんとやれと、民意を聞いて首相は行動しろと、こういうことでもありますから、そういう意味では、これを憲法が定めるということです。

そして、3つ目は、それは単に今の時点だけで、一時的に決めたものではなくて、かなり大きな広がりを持っているんだと、歴史的な視点を持っている、こういう要素が、実は憲法たるにふさわしい内容だというふうに、今日考えられているということです。

したがって、こういったアナロジーから言って、私は、自治基本条例たるものは何なのかというと、権利の保障と権力者への統制と、そして中長期的な視座を持っているという話が出てくるのではないかなというふうに考えているわけです。

つまり、自治基本条例は、自治体の憲法だというふうに漠然と言いますがけれども、その先は一体何なのかと考えると、私は、今までの憲法として言われているものの重要なポイントである、基本的人権の尊重と、それから権力者への統制、つまり、権力分立ですね、それが、かつ普遍的な、歴史的にも空間的にも普遍的な広がりを持っているんだと、こういう歴史的な、あるいは中長期的な視点、この3つが必要だというふうに考えているということです。だから、完全に私が勝手に思い込んでいる

ということではなくて、自治体の憲法というならば、ふさわしい要素を持つべきであるというふうに考えているということでもあります。

#### <(2)固有性と普遍性>

さて、(2)「固有性と普遍性」の方に移るわけでありましてけれども、憲法というのはあえて2つの矛盾した顔を持っているわけですね。つまり各国家で、自分だけのオリジナルな面とそれからレベル2、人類普遍の、どこに行っても同じだという普遍的な要素、面の、2つの顔を持っているということになります。

自治基本条例も一緒でありまして、基本的にはその普遍的な、どこでも成り立つような原理が入っていてこそ自治基本条例であるということになります。

しかし、憲法を見ていただいてもわかるんですが、別にすべての国の憲法が同じはずは全然ないわけでありまして、それぞれ固有の要素というのを含んでいるわけですね。それはやはり普遍的な3つのポイントをおさえながらもその国、あるいはその自治体に合わせた、より良い形態というものがあるだろうという中でどういう固有性といいますか、普通の言葉で言うと、「川口らしさ」という言い方になるわけですが、川口にとって一番必要なものは何かというのを探っていく必要が出てくるだろうということになります。

通常の場合、この「川口らしさ」という個性、あるいは固有性と、それから先ほど言いました3つの要素、市民の権利、権力者への統制、そして中長期的視座という、この3つの要素が、矛盾しない場合もあるわけですがけれども、中には矛盾するものもある。うちの国は特別だから、普遍的な権利、基本的人権を制約してもいいよというような憲法は世の中いっぱいあるわけです。うちの国はいろいろ事情があって、先進国のように豊かでないからとか、うちの国は何とか教が大事だと思うからとか、いろんな理由が出てきて、普遍的な要素には従えないという話が出てくるというように、この固有性とか個性というのはいいい意味で発揮されれば非常にいいんですが、悪い意味で発揮されると、その悪さをおおい隠すためのカモフラージュになってしまうということがあるんですね。だから、ここが一番ポイントになるわけです。

つまり「川口らしさ」というところで、川口の良さを伸ばせばいいですけど、川口の悪さを隠すような形で、これは川口は特殊だからとか、全国的にはおかしくても、これは川口だからしょうがないというふうに言ってごまかしてしまうという可能性があるわけですね。だから、この固有性ですね、川口において一番必要な、かつ一番充分な、良さを伸ばして、悪さを減らしていくというものは何なのかというのを探るのは、一番難しいということになるわけです。これは結構大変なんですね。誰でも自分の悪いところは言いたくないとか、自分の良いところは必要以上に良く見せたいとか、何か変な思惑がありますから。必要以上に良く見せて、必要以上に悪いところを隠すとか、悪いところを悪くないと言い張ったりとか、いろいろ言いやすいところですか

ら、ここが一番難しいというところであります。

### < 3 . 普遍的要素 >

#### < (1) 市民の権利保障・実現 >

さて、以上が大きな2「本物の自治基本条例」とは何かということでありまして、次はより細かく3「普遍的要素」として、自治基本条例とは何かということについてお話しします。

先ほども申しましたように、市民の権利を保障するものだと、これが目標だということなんです。こういうことを言うと、大体、人間というのはずるいもんだから、自分のやりたいこと、欲しいことばかり言って、自分が嫌なことは黙ろうとしますね。自治基本条例もそういうふうになったらいかんという気がするわけではありますが、ただ、ここが自治基本条例たるものは違うんですね。市民の権利を制限して義務を課すなんていうのは普通の条例で、山ほどありまして、大体、条例というのには義務を課すというためにつくるというふうに、相場は決まっているわけですね。そんなものは並の条例の仕事であって、市民に義務を課すのは、自治基本条例の基本的な仕事ではないということなんです。むしろ市民が何ができるのかということはどういうふうに決められるのかということがポイントであると言えます。

権利というのは、日本語に置き換えると、何ができるのかということなんです。何でもやっていいとか、勝手にしていいという意味ではないんです。何ができるのかということを中心に決めましょうということなんです。勝手にやっていいというのは、これは権利とは普通呼ばない、わがままということになります。一方、義務というのは、何をしなければならない、してはいけないということで、できることをきめない。市民が何ができるのかということを決めるのが、権利というものです。

これは、当然、勝手とか、わがままという意味ではないんです。だからこそそういうふうにならざるを得ないのかということも考える必要があるわけで、そして、その場合、市民とはいったい誰なのかというのは当然追究される、深く考えていく必要があるということになります。

#### < (2) 権力者への拘束・統制 >

それで、2番目の権力者へのコントロール、権力者に要は勝手なことをさせないということは、自治基本条例の2つ目の要素ということになります。

これは、通常、公僕という言葉で言われています。つまり、市民が主人で権力者というのは召使いであるということ、私は神奈川県では、「県民の道具」という言い方をしましたけれども、要は道具として仕事をしてくれということでありまして、別に勝手に仕事をしていいといった覚えはないということですね。

それで、この権力者とは誰かということもここでも決めなければいけません。普通、

権力者というのは、本人を前にして非常に言いにくいんですけど、議員とそれから市長ということで、今日は何で議員がいて市長がいないかよくわかりませんが、とにかく普通、権力者と思われるのは市長と議員ということですね。

市長と議員は、普通、公僕というふうに、日本語で言うとわかりにくいですが、市民の道具であるということですね。市民の召使いであるということです。ただ、召使いだから勝手にこき使っていていいとか、そんなことは全然ないですよ。ちゃんと召使いには召使いらしい行動がありますし、主人には主人らしいふるまいというのがあるわけですけども、しかしその立場というのは、明確に分かれています。当然、選挙で選ばれた政治家というのは、最大の権力者である、権力者でなければならないということですね。仕事をしてもらわないといけないわけですから、市長に権力がなければいいというものではないですね。権力がなくて市長が何も決められなかったら市民も困るわけですから。したがって、権力者が必要なんですね。権力者が必要だけど勝手なことをやられても困るということでもあります。有能でかつ言うことを聞く人がいい、無能じゃ困る、あるいは有能でも言うことを聞いてもらわなければ困るということですね。これをどうつくるのかということが一番大事です。

ただ、もうちょっと広がりをもっていきますと、その先に市長や市議会議員以外にも権力者はいるんですよ。これをどこまでコントロールできるのかというのはやや難しいです。例えば、行政職員。これも普通に考えても権力を握っているということになるんですね。我々の日々の暮らしというのは、市長とか市議会議員は細かく全部見切れていませんから、結局のところ、市職員のお役人の人がかなり決めているわけですから、お役人が権力者であること間違いない。権力者であるとともに召使いでもある。召使いが権力を持っているということですね。だからどうするんだということがテーマです。

さらにいくと、これはもっと議論が分かれるところなんですけど、例えば、企業とか自治会町内会、NPOというの、これも弱いかも知れないけれども、一個人から見たらすごい強い存在だということがあるんですね。例えば、福祉の事業をしてくれるNPOがいる、我々市民に関しては、サービスをやってもらうわけですから、市の職員よりかなり大きな力を持っている人であるということなんですね。企業もそうですね。企業がどういう行動をするかで、我々の生活というのも決定的にと言っていいくらい変わってしまうわけです。まともな企業がいる社会はありがたいわけです。いいサービスを安くできて、しかも公害もないとか勝手なこともしない。しかし、悪い企業は、質が悪く高いものを、しかもいろいろ迷惑をかけて売るということになるわけですから、まともな企業がいるかどうかということは、国にとっても地域社会にとっても決定的に大きいわけです。

これはどういうふうにコントロールするのか。がんじがらめにしたら企業は仕事しなくなりますから、召使いをいじめれば仕事をするかということと全然そんなことはなく



て、縛ればいいのか、そういう話ではないんですね。ただ権力を持つてるのだということで、企業たるものどうしてもらわなければならないのかということが発生してくるということでもあります。

それ以外の権力分立の仕組みをどうするのかとか、民主主義の仕組みをどういうふうにするのかとか、これはすでに地方自治法でかなりの部分決まっているわけですね。市長と議員を選挙するとかが決まっているわけです。市長と議員を選挙しないで、代々、誰々にやらせるなんて、これは日本の地方自治法には決まっておりませんからそんなことは許されないわけですが、じゃあそれで充分なのかということを考えていくというのが自治基本条例ですね。つくろうというときには考えてみる必要があるということになります。

### <(3)中長期的視座>

3つ目は、「中長期的視座」ということでありまして、ある程度長い歴史の視点を持つということで、今の川口市にふさわしいものを今の時点だけで考えるという、そういう小さなことは考えちゃいかんということでありまして、まあ何十年かわかりませんが、多少のですね、次の世代の人がなるほどと思うようなものをつくらない限り、こんなものは意味がないということになるんですね。

これには、さらに細かく分けると3つぐらいの要素があると思います。一つは、これまでやってきた良いことをしっかり確認するということですね。それから2つ目は過去の反省であります。これは、良くなかったということを実省するということですね。3つ目は、過去の良いことと悪いことを踏まえて、じゃあこれからどうするんだということを実省する、この3つの視点というものがあるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、これは最初に言いましたが、過去の反省とかは、非常に難しいということです。これはあまり過去の暗い話ばかりすると、将来も暗いイメージになってやる気が出てこないということになります。過去は非常に素晴らしかったというふうに言い過ぎると、じゃあもう今のままでいいじゃないかという話になって、また何をやるという気もおきないということになるんですね。もっといけないのが、過去の悪いことを、良かったとかごまかして、いいかげんなことを言うということですね。私はこの点で、他の自治体の例で、非常に気に入らないところがあるとすればそういうところでありまして、何か、私たちの町は美しい何とか川と美しい自然に囲まれてとか、つらつらと書いてたりするのですが、美しい自然なんて全く無くなってるじゃないか、というようなことがあったりするわけで、あまり必要以上に過去を賛美する必要はないと思います。

しかし、必要以上に悪く言うと、いじけてしまいますから、そこはですね、冷静に良かったことは良かった、悪かったことは悪かった、ここはどうするのかということ

を考えるとということが大事なのかなというふうに思っています。

それで、過去は過去で、まあいろいろあるでしょうということなんですが、では将来はどうか、これも大変難しいんですね。世の中の動きが早いですから、20年とか30年とか後の、次の世代の人が見ても、あの頃の人たちは一所懸命よく考えたなというふうなものができるのか、何てとんちんかんなことを考えてたんだというふうに思われるのかというような、これはかなり後になってわかる、ということです。自治基本条例ができたとしても、10年後とか20年後に、何であんな馬鹿なものつくっていたんだと、これこそ税金の無駄使いだというふうに言われるのかですね、それとも、あのときの委員会の人たちはよく考えてたな、なるほど、考えておいて良かったなというふうになるか、これは結構重大なことでありまして、市長や市議会議員の行動というのは常に後世の歴史の審判を受けるわけですね。あのときの決定が、あのときの市長のあの決定は間違いだったのかどうかというのは結構後で審判されるわけではありますが、皆さん、私もなんですけど、自治基本条例のこの会で、ここで考えたことは、やはり何年後かにはちゃんとよく考えていたなというふうに言われるのか、それとも何かおかしかったなというふうに言われるのか、そういう意味では大変一所懸命考えないといけないということになります。

以上が、普遍的な要素でありまして、権利、市民が何ができるのかということ、それから、市民に対する召使いである権力者たるものはどういうふうに行動していくとか、あるいはしなければならぬとか、あるいはどういうふうにして市民は権力者に対して何ができるのか、何をするのかということを書いていくということです。

そして、それは歴史的に、時間的に、ある程度長持ちすると言いますか、ある程度、中身のあるものでなければならぬ。今の瞬間できました、できた瞬間が最高というのでは駄目だということになります。

#### < 4 . 固有的要素 >

##### < (1) 難しさ >

さて、こういうのが普遍的な要素なわけではありますが、固有の、「川口らしさ」は、どういうふうに必要なのかということでありまして、これは繰り返しになりますが、「川口らしさ」の個性を強く出しすぎると、普遍性を損なって、かえって悪いものができてしまうという恐れが常にあるということですね。

しかし、「川口らしさ」を出すのが怖いから適当に他の自治体からコピーすれば良いというふうに考えるかという、これは役に立たないとは言いません、悪いとは言いませんけれども、あまり良くないということになるわけですね。変な個性を出すよりもコピーをした方がまだ無難であるということは、制定した自治体で少なくとも大事件が起きてないということだけは立証されてますから、そういう意味では、変な個性を出すくらいだったらコピーしてお茶を濁していた方がいいわけではありますが、よ

り重要なことは、まじめに「川口らしさ」を考えていくということです。

#### <(2)市民の権利保障・実現>

2つ目の市民の権利という面で、「川口らしさ」とはあるのかということで、これは川口だから、代々川口に住んでいる人だけが川口市民なのだとか、こういうふうに定義してあると、これはもうアウトですね。これはおよそ普遍的な自治基本条例とは呼べないということになるわけですね。だからそんなおかしな個性を出してはいけません。しかし、市民にはいろんなタイプがあります。自治体によって、どういう人がいるのか、どういう分布でいるのか、これがかなり明らかに違うということになります。だから、どういう市民かを、範囲を考え、あるいはどういうタイプの市民がいるというふうに考えるのかということ、そして、それぞれのタイプの市民はどのようにして何ができるのかということはどういうふうに考えるのかということは、結構重要なテーマだということになります。

憲法の比喻で言えば、昔の憲法というのは男のことしか考えてなかったというふうに、よく言われているわけですね。人の権利という場合、その「人」というのは「男」という意味だったということで、明らかにこの「人」のカテゴリー、あるいは「市民」のカテゴリーというのは、特殊なものしか考えてなかったんですね。

しかし、それは今日ではそうでない、人一般になった。どういう市民の範囲なのかというのは、かなり慎重に考えないと、市民の権利を保障するどころか、市民の権利を抑圧するということになりかねないというものを含んでいるということでもありますから、これは大変、重要なポイントであります。

それで、その範囲内で多少の伸び縮みはあるのかもしれないということですね。それはどのくらいまで、縮める方向はあまり好まれないということになりますけれど、ただ、どこまで伸ばせるのかということが、自治基本条例では一番大きなポイントになるだろうということになります。

#### <(3)権力者への拘束・統制>

それから、3番目の権力者への統制ということではありますが、これは一般的な民主主義とか権力分立が大事だというのは、普遍的に言えることなんですが、川口ではどうだったのかということですね。これは川口市政を具体的に見ないとわからない。

こんなことは、市議会議員の方の前で言うのは、言いにくいといいますが、何で市長がいないのかというさっきの話にまた戻るわけでありまして。これまでの市政運営には何が欠けていたのかということを探るということになるわけですが、これは市議会議員にとって、きつい作業になるということなんですね。

つまり、今まででも充分、市民の言うことを市議会議員も市長も聞いているといえ、これ以上のコントロールのメカニズムはいらぬ、今までの仕組みで、もう良く

できているということになるんですね。ところが、どうもいまいちであると、ちょっと足りないところがあるということを確認したら、新たな仕組みが必要だという話になるんですね。これは当然、市議会議員や市長からいったら耳が痛い話ですね。私達は一所懸命にやっているのに、何で気に入らないんだというふうに思われますので、この会議体がですね、どういうふうな結末を迎えるのか、私は固唾を呑んで見ているところなんです。要はですね、どういう市政運営が欠けていたかということを確認する、あるいはもっと市長をコントロールするためにどうしたら良いのかというのを市議会も考えるということにもつながるわけですね。そののところを何ができるのか、もっと言えば、川口市における市民の権力者は誰なのか、その人をどういうふうにコントロールすれば市民はより生活が良くなるのかということを考えるということでありまして。これは結構きつい仕事なんですね。

普通、条例をつくると、みんなで盛り上がって、みんな楽しくて良かったねと、みんなのためになりますということで、エブリバディ・ハッピーなイメージになるんですね。ただ、自治基本条例の場合はそうでなくて、おまえのことをコントロールするぞという内容を含んでいるわけでありまして、これは市議会議員や市長にとっては結構辛い内容になるということでありまして。

しかしですね、そういうふうに暗く考える必要はないわけですし、市議会議員は現在の仕組みでは市長をコントロールする手立てが足りないと思うのであれば、何をさらにプラスすることができるのかということを考えるというチャンスであるということでありまして。

#### <(4)中長期的視座>

そして、3つ目の要素である、「中長期的視座」であります。これも、人類の歴史とか、フランス革命とか、名誉革命以来とか、そういう普遍的な話ではなくて、日本全国の話でもなくて、例えば、分権改革で国と自治体が対等になってとか、そういう話でもなくて、固有の話ですか、川口市政においてどういうふうな中長期的なものを見ることができるのかということです。

簡単に言えば、過去の市政運営について勉強するという角度からいくことも、私は必要だというふうに思っています。これが過去の良いことを見るとともに、良くないところを反省すると、こういうきっかけになります。そこで、保つべきものは何なのかと、要は良かったものは保ちましょう、悪かったものは直しましょう、今無いものはつくりましょうという、この3つになるんですね。都市計画では、整備・開発・保全とかというような言い方をしますけれども、今のままでいいものは保全する、悪いものは直す、それで、今はないけど、こういうものがあつたらいいというものをつくるということですね、川口市政において、川口の自治体というところに必要なものを探っていくということになります。

以上が固有の要素でありまして、自治基本条例には基本的に3つのポイントがあるということです。その3つのポイントでは、勝手なことを勝手にやっただけということはないわけです。ある程度普遍的な、自治基本条例たるものという範囲がある程度はあるということですね。

しかし、その中で、川口固有のあるいは個性に応じた、カスタマイズと言いますか、ローカライズと言いますか、体にあわせるような工夫は必要であるということになります。

#### < 5 . おわりに >

「おわりに」ということでもあります。ここからは委員というより政治学者としての関心なんですけれども、自治体の、まさに自治の運営の形というのは、実は審議会に明確にあらわれるというのが伝統的と言えます。これは非常に変な話なわけなんですけれども、審議会こそが、その自治体の性格とか個性とか力とかそういうものを非常に良く表現するという、そういう傾向があります。

これは、審議会のメンバーというのは、役所、行政側が選んでるんじゃないのか、ということで、それはそのとおりなんですけど、ただ、行政側が勝手に選んでいるんじゃないかと、その自治体の政治情勢を見ながら、その政治情勢にふさわしいメンバーを構成するというのを通常はします。これは、はずれてる場合もありますが通常は当たっています。ですから、今回のこの川口市の策定委員会のあり方は、まさにこの川口市の自治のあり方というのを再現しているということになるんですね。そして、それは単なる再現ではないですね。これからはこういう形にしたいという希望と、それから現実、両方を混ぜ込んだような構成になっているということでありまして、恐らくこの策定委員会の今後の1年あるいは2年の活動で、まさに川口市における自治の運営のあり方、自治体の運営の仕方という基本的なレベル1の形態はかなり見えると思います。それが今後どうなるのかということを見させるということかなというふうに思っております。

だから、第1回の冒頭の会議のあり方自体が川口市の今後の自治体のあり方をかなり予兆しているというものでありまして、その中からどういうふうが良い形が生まれていくのか、良い形が生まれていくのかというのは無責任ですね、私は市民ではないんですけど、良い形を私も含めて皆さんがどういうものをつくっていきけるのかということが大きなポイントになるのかなというふうに思っています。

私の話はこれくらいにして、後は皆さんが考える自治基本条例を、つくっていくということが大事かなと思っておりますので、今後、1年あるいは2年、お付き合いいただければありがたいなというふうに思います。

今後ともよろしく申し上げます。

(拍手起こる)

立石委員長

どうも、ありがとうございました。

時間が少しありますので、皆様から金井副委員長に何かご質問があればお願いします。

今の講演を聞いて、何かご意見、ご質問があれば承りたいと思います。ご意見がある方、挙手をもってお願いしたいと思います。

堀和委員

堀和と申します。

基本的なことをお話いただいて、もう既にこれからやっていくような流れができちゃったような気がしないでもないんですが、一つ基本的なことを聞きたいのですが、今、私たちが市から提案されて、それで公募してこういうふうになっているわけなんですけど、それが条例として議会を通られたというのは市長かどこからか提案をされて、それでみなさん議会の方で話し合いをされて条例が通ったと。それは今の先生のお話からいきますと、自分たちを縛るものですよ。それを今ここでやろうというのは、地方分権という中で、国の方からこれしてくださいと言われてきているのか、それともこれが必要なんだということを出ているのか、市の方から出てきたんですかね、で、僕たちは今、市に乗っかろうとしているんですけど、その辺を、現状というか、全国のですね、今、どうなっているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っています。

金井副委員長

川口市でなぜこの策定委員会設置条例ができたのか、これは、私は全然わからないんですけど、全国的な流れでは、国がつくれと言ったことはないです。むしろ国はつくるなと言いたいんだけれども、つくるなという理由はないなというところで黙っているというのが実態で、これは明らかに自治体が、自分たちで必要かなというふうに思って、思った所がそういうものをつくろう、というふうに言っているということがあります。

ただ、その前に自治体の中でさらに誰がそれを言い出したのかというと、それがいろいろありまして、通常の場合は、市長さんとか町村長さんが、なにか必要かなというふうに、どういう理由かわかりませんが、思ったというのが多くて、市民とか住民の側が、必要だというふうに言って、市長がそうだなと思ったというケースはあまり少ないということですね。

ただ、市長というのは市民が選ぶわけですから、そんなことを考える市長を選んで

いるということは、やっぱり市民の何となく空気を読み取っているということは間違いないと思うんですね。

市長が自分の趣味で自治基本条例をつくりたいという場合もあるかもしれませんが、通常はそうではなくて、何となく市民はこういうものを求めているんだろうなど、それこそが必要なんです。

自分を縛るものではあるけれども、逆に言うと、召使いは適度に縛られた方が仕事がしやすいわけです。それで、かつそれは結果的に主人のためにもなる。召使いというのはある意味、主人に対して「こういう方がいいですよ」という責任があるわけで、何でも命令だけ受けて言われるままのロボットというのは、正しい召使いじゃないわけです。主人に対してさらに「こういうのも、きっと良いと思いますよ」というのも、召使いの仕事ですから、そういう意味では、市長が趣味で言っている自治体はないとは言いませんけれども、大体的場合は、多分、住民がこういうものを望んでいるだろうな、かつそれがこの町には必要なんじゃないかなというふうに判断して、打ち出しているというのが多いと思いますね。

ただ、大多数は、どうでもいいやとか、国がやれと言わないからやらなくてもいいかなと言う自治体の方が多いです、数的にはですね。数的にはそうですけれども、制定しようとしている自治体では、大体的場合は市長とか議会がこれは必要だというふうに考える場合が多い。

それから、もう一つ重要な点は、市長が必要だと言っても大体議会が要らないというのが多いですね。それで、そういう意味で、設置条例が通ったというのはある意味では、少なくとも今後はこういうことを考えることが必要だということで川口市議会は判断したということです。これは比較的珍しい例だと思います。議会でどういった議論があったのかは、私は知らないんですけど。

#### 立石委員長

基本的に、岡村市長が、川口でも自治基本条例をつくるべきではないかということで議会に提案されて、議会もそうあるべきであろうということで承認したということとを考えていただければと思います。

#### 森委員

今のお話の中にですね、市民の権利という内容が非常に多くでていました。私の感覚では、権利というのがあるとやはり義務というのが、当然同じようにでてくるということで、この自治基本条例の中には市民の権利と同時に市民としてどうあるべきなのかという、そういうようなところも入ってくるのかなというような気がしたんですね。

ところが、今のお話の中では、1ページ目の3の普遍的要素のところ、市民が何

ができるかというそのところが大切であって、何をしなければならないのかではないというようなことなんですけど、実はその点に関して、私は違和感を若干感じております。この点についてその自治基本条例の中に市民としての、やらなければいけないことというのは、逆に言うとあまり入れない方がいいのか、そういったこと等も含めて我々が考えていかなければいけないのかという点についてお聞きしたいと思います。

#### 金井副委員長

それはまさに自治基本条例というのは何かという、私の考える自治基本条例はという話で、義務も入れた方が良くというお考えも、自治基本条例イメージで多分あるんだろうというふうに思います。

それで、一つだけまず誤解のないように言わなければいけないのは、権利がある場合には義務があるという議論がありますけれども、この意味は、どうも日本では誤解されています。権利というのは、Aさんの権利があったらBさんの義務が発生するというのが権利と義務という関係なんですね。Aさんの権利があったらAさんの義務があるという話じゃないんです。権利というのはそういうものです。Aさんの権利があったらBさんに義務がある。逆にBさんに権利があればAさんに義務があるという形になるわけです。だからBさんに権利がある場合にはAさんに義務が発生するということなんですね。

それでは市民は義務は一切負わないのかという場合にはですね、Aという市民が権利を持つということは、Bという市民に対してある義務を負わせるということになるわけですね。これをやってもいいというんだから、お前は甘受しろ、しょうがないという、飲み込めという話なんですね。そうすると、市民間同士で権利と権利がぶつかる話が出てくるということがあって、これが一番大きなポイントになってくるということなんです。

その場合に、両者を調整するときに、何と表現するのかというのがいろいろありまして、「公共の福祉」というような言い方をして、お互いの権利をバランスさせるという言い方もあれば、「権利は義務を内在する」というような形もあります。これはよく所有権について言われるんですけども、所有権という権利を持ったら、僕が僕のものに対しては何とでもできる、というのが権利ですね、そうすると、僕が僕のものについてやったことに対しては、Bさんは自分のものじゃないんだからそれで甘んじろということになるんですね。簡単に言えば自分の土地で何をしようとおれの勝手だろうというのが権利、所有権になるということなんですね。

でも、勝手というのは許されない。なぜならば、自分の土地でやったものが周りの人に悪影響を与えるという場合には、周りの人のこと、周りの人の権利も考えて自分の権利を行使しようというのが、この権利の中に義務が発生してくるという場合なん



です。その場合の義務というのは、他人の権利を守るために自分の義務を負うという感じになっているんですね。

そういう意味で、その権利は義務を負うというような、他人の権利を尊重すれば当然、それに対して義務を負うという意味にはなるんですね。

そういう意味では権利は義務を内在する。いわゆる他人の権利も、自分の権利も大事なんですよ、他人の権利も大事だと思えば、他人の権利を考えなければならないというルールが発生するということなんですね。そういう意味で権利は義務とセットになると。Aさんが権利を持っていたら、Bさんが甘受しなければいけないわけですが、Bさんのことを考えたらAさんは自分の権利の中にはBさんのことを考える義務が発生してくるという、そういう感じになるんですね。

重要なのは、その市民が権利を持つということで、行政に対して義務を負うわけではないということですね。その違いなんです。市民同士では、義務を負うということはある得るということなんですけれども、そこだけはこう区別しなければいけないというふうに考えています。

要は、他人の権利も大事だと思えばですね、当然その権利の中では濫用してはいけないという言い方を普通しますけど、権利だからといってどこまでも勝手にやっていいということではない。勝手ではないんです、権利はですね。

だから、そういう意味では権利という言葉の中にそもそも他人のことを考えるという義務が入っているという言い方もできるわけですね。

だからこれは言い方の問題なんですけれども、その相手方を考えるということは、当然権利、できるという中には入っているということだと思います。

立石委員長

よろしいですか。

ほかに。

林委員

金井先生、興味深い視点をいろいろご教示いただきありがとうございます。お話をくださった中で、ちょっと細かい点で質問なんですけれども、2番の項目「権力者への拘束・統制」という中で、「a・b・c」というふうに分類がございまして、その中の「c」ということで、「経済的社会的権力者」という範疇の中に、例として企業・事業者と並んでNPOというのも含まれておりますが、それはどんな意味でこの中の範疇に分類されたのか、加えられたのか、そのところを少しお聞きできればと思ひまして、質問しました。よろしくお願ひいたします。

金井副委員長

もともと自治基本条例とか憲法というのは、政府と言いますか、国家権力という、つまり政治と行政を権力者だというふうに見て、彼らをどうやってコントロールするのかということが最初の問題だということになりました。

ただ、現実には社会的権力と言いますか、政府じゃなくても力を持っているという人はいるわけですね。かつその人が我々の生活とか権利に影響を与えるということがありますよね。例えば、先ほどの例で言いますと、NPOが介護事業者になるとしますね。そうしますと、NPOの行動というのはある市民のまさに生き死にに影響するわけでありまして、その人たちはやっぱり重要な召使いなわけですね。

だから、そういうような権力を担う存在ならば、そこをどういうふうにもコントロールするのかと話は出てくる可能性があるということなんです。

ただし、これは、その可能性があるということであって、まさに本当に権力を持っていないNPOや、企業や自治会、町内会に言っても意味がないわけですね。だから、そこは、個々の事情で見えていかないとならないということになるんですね。NPOはそこまで人の生き死にを左右するほどの力を持っていませんよというのであれば、これは権力者ではない。だから、コントロールする必要もないということになりますし、じゃあNPOが、我々の生き死ににかかわるぐらい、非常に重要なもんなんだというふうになれば、ちゃんと市民のために行動してもらわなければならないというふうな立場になるということでありまして、ただし、これは一般的に言えるという話ではなくて、そういう可能性があるということですね。

だから、それをどこまで入れるのか、権力者の範囲はどこまでなのかというのは、まずはこれを確定する必要がある。多分それは自治基本条例で一番難しいテーマになる一つだと思います。

例えば、企業の社会的責任を入れようと言う場合、企業だって市民じゃないか、我々普通の人が集まってつくるものなんだから、市民の一人なんだから、義務を負う立場じゃない、と考えて、市役所や行政に対して、もっと企業のことを考えてやってくれというふうな権利、市民の側なんだというふうな位置づけることが当然できますね。

しかし、同時に一人一人から、消費者から見れば、企業が何をするのかということには、当然生活がかかってくるわけでありまして、あるいは、公害をたれ流されては困るということでありまして、そういう意味では大きな力を持つてる人に対してはそれなりの責任を負ってもらわなければならないということが発生するかもしれないということでありまして、この「c」のところは、まさに林委員さんご指摘のとおり、どういうふうにするのかというのが一番大きなテーマだと思っています。

私はこの「c」は絶対入れなければいけないと言っているわけじゃなくて、そういうものがあり得る場合があるということ、ここに挙げたとご理解いただければいい

と思います。ある意味、その考えうる一番大きな風呂敷だというふうに見ていただければいいかなと思います。本当のことを言えば、昔で言う「家」とか「姑」とか、そういうものも入れてもいいですね。「家」というものがあると個々人を縛る、という場合だと、「家」が一番大きな権力者だということもあるわけですね。

そうした場合には、その姑とか舅から嫁を守るというのが、本当は実は一番重要な機能かもしれないという場合があるわけですが、逆に言うと怖い嫁さんが多いと、いや、夫を守らなければいけない、とかそういうことがあるかもしれないとか、これはもう個々の社会的事情によってかわります。

だけど、それは一つあることを考えるときの視点として、一番大きく広げるところというものがあり得るということです。だから、私は川口市でNPOや町内会を権力者として統制すべきだと言っているのではなくて、一つの論点としてあり得るというふうに思っているということです。これはまさに皆さんでこれから考えていただかないといけないというテーマだと思ってます。

立石委員長

ほかに。

河合委員

河合と言います。質問させていただきます。

金井先生は自治基本条例について定義をするときに3つの本質を打ちだされていますけれども、この3つの本質というのを近代立憲主義というような普遍性から抽出されて基本的な人権・住民主権とかという話が引き出されているというお話をされていたんですけども、この近代立憲主義思想というのは、もともと理性的な市民というようなものが、モデルになってまして、そういった市民というのは、もともと財とか余暇とか知識を持つ人々が想定されてて、近代的な思想というのが確立されているんですけども、そういった近代以降になっている現在の我々というのは市民でなく、大衆とかよくいわれているんですけども、我々、公募市民というのは、比較的そういった従来の富とか、余暇とか、知識を持つ市民とは違って、そういった知識があまりない存在だということで、ある意味、力のない人々がどうやって結束をすれば自治基本条例をつくるということに、関与できるかということを質問をしたいと思います。

金井副委員長

まさにおっしゃられたとおりですね。市民というと、やっぱり頭も良くなくてはいけないし、まともなことを考えられて、ある程度暇もあって、元気で金もないといけない、などと、なんとなく理想的ないいイメージを考えていくと、まさにおっしゃるのとおりで、かつそういうものを前提にしていたんではないかという議論はあるんです。

けれども、それは、昔考えていたほど厳しく考えなくても大丈夫そうだな、平均的市民でかなり大丈夫そうだなというのが、200年くらいやってくるとわかってきたということです。

大衆と呼ばれていた時代は、大衆なんてみんな馬鹿なんだなと、近代立憲主義なんて無理に決まってるだろうとかというふうに思ってたんですが、ところが、結構そうはならなくて、まあ大衆は大衆なりに、暇が無ければ暇が無いなりに、金が無いなら金が無いなりに、いろいろと工夫をしていくという余地があったということですね。

というのは、やっぱり、市民は頭が良くなければいけないとか、金がなければいけないとかいうなら、まずこんなところにはないですね。まず一所懸命バイトして来い、まず金を稼いで来い、という話になってしまうんですが、別にそういう必要はどうもなさそうだということですね。

あとこういう場合にもう一つあるのが、力のない市民は教育をしなければいけないという話がでたりするんですね。でもこの教育については、誰が教育するのかという話になるんで、結局どうどうめぐりになってしましまして、そうなりますと、まあ自分で学ぶしかないということになります。自分で学べる範囲が、平均的市民の学べる水準であるということです。

デモクラシーというのはある意味、民意の平均を代表するということで、特段に優秀な人を前提にしているわけではないので、私はそこら辺はあまり気にしていないんですね。平均的な人が平均的にやるのが自治なのではないかなということですね。

そこで、この3つの要素はそうやって平均的な人にできないのかということ、まあ日本国は、本当にきちんと権利を実現しているのかとか、権力者への統制をきちんとしているのかはわからないんですけど、全くしてないというほど、ひどくもないということですね。

まあ民意は示されているけど首相がやめないというのは、あれはどうなのかと、そういうことを言われると、とたんに怪しい話になってしまいますので止めますけど、ある程度は「できる」ということを前提にしても大丈夫なんじゃないかなというふうに、私は思っていますので、あまり気にしなくてもいいかなと思っています。

立石委員長

それでは、神尾委員。

神尾委員

本日は遅れてきてしまい申し訳ございませんでした。

では、質問をさせていただきます。

先ほど、企業も市民の一人と位置付ける面もあるとおっしゃってましたが、それを聞いて思ったんですが、ということは、川口市で働くためにいらしている他の地域の

方も市民の一人ということになるのかなと思ったんですね。そういうことを考えてみれば、そういう人たちも川口市で働きながら、昼間、誰か川口市が提供しているいろんなものを利用したり、公園で水を飲んだりしてるかもしれないですし、何とかバスに乗ってるかもしれないしなどと考えると、この「市民」とか「住民」とかというのはどういうふうにとらえたらいいんだろうと思いました。

またそれをとことん私たち策定委員で話し合っこの条例で言うところの「市民は」「住民は」とかって、考えていかなければいけないんでございましょうか。

それともう一点は、「市は」といった場合、議会の議員の方々が「市は」というと何か行政のことを指すんだと思うんですけども、この自治基本条例で「市は」というと、これが市民主体に書くのだということを前提にすると、今後、この「市は」という言葉は行政の方の書いている「市は」とは意味がぜんぜん違っちゃうのかなと思います。その辺の「市は」とか「市民は」とか「住民は」という言葉をどうとらえたらよいかなどというのを疑問に思ったので、質問させていただきました。よろしくお願いたします。

#### 金井副委員長

まさにそれが一番難しく、多分委員会の中で議論になっていくだろうと思うんですね。一つのポイントは、いわゆる、昼間住民と言いますか、ここに住んでいる人ではない、しかし、川口市に関係のある人のことをどういうふうに位置づけるのかと、これは非常に大きなポイントになります。これは本当に大問題でありまして、どういう範囲で考えるのかということは、これは結構考え方は分かれる可能性があります。これが1点ですね。

それから、2点目、まさに「市は」という言葉は、これも非常に大きい重いテーマでありまして、皆さんが思っている内容を正しく言葉で表現していくというのは、これは非常に難しいということです。その場合の難しいという一つの大きなポイントは、言葉があいまいであるということとして、「市」という言葉は、そのあいまいな言葉の典型ですね。これは非常にわかりにくいということになります。

おっしゃられたように、市の行政のことを意味しているのか、それとも市の行政と議会をあわせたものを「市」といっているのか、それとも単にこのエリアのことを言っているのか、川口市というエリアのことを指している場合もあるわけですね。

つまり、川口市立何とか高校という場合、川口市にある何とか高校とは意味が違うわけですね。県立高校が川口市にあるという場合の川口市という言葉と、川口市立何とか高校という場合は、これは全然意味が違うということで、川口市立という場合には、議会と市があわさったものがつくったということですけども、県立高校の場合は市がつくったんじゃないで、ただ単に川口市のエリアにあるということなんですね。

さらに、市民がつくる「市」だとすると、市民の集まりこそ「市」だという考え方

もあるんですね。この領域団が、ちょっと難しい言葉を使いましたが、人々の集団こそが「市」であるということです。だから、ここは、実は大変紛らわしいんですね。それで、紛らわしい言葉で議論をすると、お互いに言っていることが違うのに何か話だけは進んでいくということが起きやすいということです。これは多分この委員会を進めていく上で大変大きな火種になり得るはずで、言っていることがお互い違っているという場合があるとですね。

もっとも、世の中は言っていることが違うから合意ができるというところもあるんですけども、それはあまり正しくないわけでありまして、言っていることが違う可能性、まさにおっしゃるとおり、「市」という言葉を使う場合は、皆さんお互いに注意して使った方がいいかなと思います。

同じく「国」という言葉も一緒なんですね。「国」という言葉は何を意味しているかよくわからない言葉でありまして、国という言葉と市という言葉は、非常に注意して使い分けないと、お互いに言っていることが違ってしまうことになります。

ですから、自治基本条例として最後にまとめるときは、この自治基本条例における「市」という言葉が何を意味しているのかということは、もうまぎれもないように明確にしないと、大きなトラブルになるということは間違いありません。大変いいご質問をいただいたと思います。

立石委員長

それでは、この辺で講演会は終了させていただきたいと思います。  
金井副委員長さん、どうもありがとうございました。

(拍手起こる)

## 5 議事

### (1) 検討部会の割り振りについて

立石委員長

続いて、議事に入りたいと存じます。  
次第の4 (1)検討部会の割り振りについて、事務局から説明を願います。

総合政策課長

検討部会の議事の説明の前に、前回お示しできなかった全体スケジュールについて、イメージ、流れについてご提示させていただきました。

資料 1 をご覧いただきたいと思います。

なお、これはあくまでも目安となるものでありますので、実際には進行状況によっ

て変更もあり得ることも、あらかじめご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

まず、平成19年度の前半スケジュールとしては、策定委員会は、この後、年内に2回の開催を想定しております。また、検討部会は、概ね、月2回程度の開催を想定しており、議論の進め方やその内容は部会へ基本的に委ねますが、本市の自治・行政経営・議会のあり方などを項目ごとに部会において検討していただければと考えております。各部会から提示されました議論の結果は、今後、設置されます運営調整部会において、第一次中間報告として取りまとめ、策定委員会において承認が得られるようにと考えているところであります。

次に、19年度後半スケジュールでございます。3月に策定委員会の開催を想定しておりますが、まず、部会では自治基本条例に規定すべき、責務・権利・ルールについて全体の構成項目と各分野別の規定内容を検討していただき、その議論の結果を各部会から提示していただくことを想定しております。この運営調整部会において、第二次中間報告としまして川口市自治基本条例の方向性として取りまとめ、3月の策定委員会において承認が得られればというようなことであります。

続きまして、2008年4月以降の、20年度のスケジュールとしては、第二次中間報告、川口市自治基本条例の方向性をもとに、運営調整部会において条例素案と逐条解説案を作成していただきたいと。この案を各部会でご審議いただきまして、各部会での審議結果を経て運営調整部会として、再度、検討してまいります。この検討結果をもって、パブリック・コメントにかけるとともに市民向けの意見聴取会等を開催いたしまして、条例素案と逐条解説案に対する意見をとってまいります。これらの意見をもとに運営調整部会では最終的に条例素案と逐条解説案を修正いたしまして、策定委員会にお諮りいたしまして承認を得ることとなるかと存じます。

全体のスケジュールについては以上でございますが、冒頭に申し上げましたとおり一つの目安と考えておりますので、その点よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の2でございます。

検討部会の割り振りにつきましては、委員のみなさまからいただいた「参加希望調書」を元に検討部会の割り振り案をお示しさせていただきます。

はじめに、第1検討部会には、金井副委員長を部会長として各種団体選出委員の中村委員、砂沢委員、市議会選出委員の金子委員、池田委員、公募委員の落合委員、神尾委員、佐藤一毅委員、林委員、宮原委員の10名の委員さんでお願いしたいと存じます。

次に、第2検討部会には、平副委員長を部会長として各種団体選出委員の小川委員、永瀬委員、市議会選出委員の大関委員、立石委員、公募委員の石井邦夫委員、河合委員、篠田委員、高橋委員、吉田委員の10名の委員さんでお願いしたいと存じま

す。

第3検討部会には、佐藤副委員長を部会長として各種団体選出委員の佐々木委員、増田委員、市議会選出委員の松本委員、阿部委員、公募委員の浅羽委員、伊田清委員、鈴木委員、長谷川委員、森委員の10名の委員さんでお願いいたしたいと存じます。

第4検討部会には、三宅副委員長を部会長として各種団体選出委員の團野委員、湯本委員、市議会選出委員の岩澤委員、光田委員、公募委員の碓委員、大崎委員、小島委員、堀和委員、吉澤委員の10名の委員さんでお願いいたしたいと存じます。

最後に第5検討部会には、石井副委員長を部会長として各種団体選出委員の北原委員、椎橋委員、市議会選出委員の豊田委員、木岡委員、公募委員の青山委員、庵地委員、伊田昭三委員、堀委員、山田委員の10名の委員さんでお願いいたしたいと存じます。

基本的には、みなさま方からの希望調書に基き割り振りをさせていただいたところでございますが、若干の調整をさせていただきました。この点をご了承いただきまして、今後の部会運営にご協力をいただきたく存じます。

なお、それぞれの部会には、事務局として市担当者及びコンサルタントの野村総合研究所から研究員を配置させますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### 立石委員長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

#### 堀和委員

堀和でございます。

検討部会のそれぞれの部会、役割なんですけれども、各種団体の方の役割、それから知識経験者、議員の方の役割ということと、公募委員とは違うのでしょうか、それとも同じような形でやっていくということでしょうか。知識経験者ということは、私たちがこう何か話し合ったことを知識経験者として、「じゃあこうですよ」というような形になるのか、その辺がちょっと解からないものですから、お願いします。

#### 総合政策課長

基本的には、委員さんはすべて一緒でございます。その内訳として、選出の母体が違うというだけであって、この10人の委員さん、もちろん部会長も入りますから一緒に議論していただくという形になります。



堀和委員

ということは、知識経験者だからとか、それから団体の代表だからとかということではなくて、同じような視点で話し合っていくということによろしいでしょうか。

総合政策課長

そのとおりです。

立石委員長

それではどうぞ。

碓委員

碓と申します。

それで、まず、金井先生がですね、講演の中で、自治体の自治運営のルールである自治基本条例ということで質問にそれぞれ答えていたと思うんですけども、この策定委員会を考えるうえで、やはりプロセスを検討していく、プロセスが非常に大切だと思うんですけども、そういったアプローチの仕方、プロセスをどのような形で考えていくかということを検討する、したいというのが、このスケジュールを見る限り、部会で諮る機会がないように思うのですけれども、今日、終わると10月まで策定委員会は開かれない。運営調整部会に関しても、11月上旬まで開かれない。そうすると、全体でいったいどういった協議をしていくのかと、他の自治体ですとPIという審議、市の在り方とか、行政に対してどんな事を言いたいのかということ聞いていくと、そういったアプローチをしているところもありますし、我々がどういうアプローチをとっていくのかをどこで話し合っていたらいいのか、というところを聞きたいです。

総合政策課長

基本的に部会の方での進め方については部会長さんにお任せしております。部会の進め方、あるいはそれぞれのアプローチの方法というのは、部会の方でまず決めていただいて、ただ、さっき言われましたPI、いわゆるパブリック・インボルブメントという市民の意見を反映させる手法というのは最近使われている手法ではございますが、これについては、今の段階で全く素案さえもない中で日程を決めるというのはなかなか難しいことではございます。気運が高まった段階で、さらには、ある程度そのお示しするものができた段階で考えてまいりたいと思いますので、いずれにしてもそれは柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

部会の中で、そういうような意見が出ましたら、またその都度、開催も必要になるうかと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、開催のスケジュールはあくまでも目安でございますので、必要があればいつでも開けるような体制は整えていただきたいと考えております。

以上です。

#### 立石委員長

基本的にはですね、今日事務局から提案されたスケジュールについては、あくまでも案ということになりますし、今日のような講演会、その後、これから初めて部会が開催されるわけでありましてけれども、その部会の中での意見を調整会議等ですね、また皆さんにフィードバックしていくような委員会になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それではどうぞ。

#### 林委員

今のことにもし少しかかわることかもしれませんが、5つの部会に分かれまして、それぞれ論議が行われると思います。しかし、それぞれの委員さんのお気持ちを見た場合に、自分が所属していない部会でどのように論議が進められ、深められているんだろうか、現段階はどこまできているんだろうかと、そういうことをお互いに知りながら、また各部会にフィードバックして、それを生かしながら各部会で論議をさらに高めていくということが、本当に必要とされるかと思います。

そういった場合に、例えばこのスケジュールの中で、ある一定の時期に全体会を持つとか、あるいは部会同士、各部会の何か情報交換の場を持つとか、そしてそれをさらに自分たちの部会に返していくという、こういう、何て言うんですか、螺旋の構造というか、そういったものがスパイラルの構造でスケジュールが進めていけないか、そういうことを少し思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### 立石委員長

今の林委員さんのご意見も含めて、今後の対応については柔軟に対応していくべきだろうというふうに、私も委員長として思います。

今、皆さんからいただいた意見を加味しながら、まず今日は第1回目の部会がこれから開催されるわけでありまして、その時間も今日は8時半までというようなことになっておりますので、まず部会を進める中でいろいろと皆さんからまたご意見をお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 浅羽委員

今後の部会のことで、金井先生の話、すごくよくわかりやすく、こんなふうにつ

くっていくんだなということでイメージがつかめたんですけども、それと5つの部会との関連性がちょっとまだ見えないところがありまして、先生の中で3つの普遍的要素がある。それは5つの部会の中でどういうふうにおちていくのかとか、あるいはどこにもこの先生の話の中であった3要素の中で、5つの部会に入っていないものがひょっとしたら出てくるのではないかと、そういったあたりがちょっとどうなるのかなというのがよくわからないから、もしそこらへんを教えていただけるとありがたいです。お願いします。

#### 金井副委員長

まあ私の考える要素が3つだというわけで、何もそれで部会を進めてもらおうなんていうつもりは全然ないわけですし、これはまさに最初のとっかかりみたいなものです。部会の5つは何か違うように見えるけれども、実は中身は同じじゃないかなと正直思っています。こういうことを言うと事務局から怒られるかもしれませんが、要は50人で一遍に議論するのは大変だから10人ぐらいで同じような議論を同じようにやって、同じものが出たらおもしろいけど、違うものが出たら大変だなという気もするんですけど、多分、一応何か違いがあるように見えるけれども、基本的には同じようなねらいを定めるけれども、多分集まっている人間が違うと違うことになるだろうな、そこが私も非常に楽しみかな、どうなるのかなと思ってます。そういう意味ではあまり私の話の内容と直接、どの部会が関係しているのかということはないんですけど、ただ、私はちょっと歴史的なものを勉強したいなと個人的に思ってますので、第1部会ではそういうことができたらいいなというのは、最初にはご提案をしているところです。

#### 浅羽委員

部会の中でダブった議論があってもそれはそれでよろしいということでしょうか。

#### 立石委員長

もちろんです。

まあ、ある意味では、先般、5部会に分ける、そして部会長さんを決めさせていただいたわけでありまして。それで、部会の委員さんもそれぞれ公募の方が5人、さらには知識経験者が2人とできるだけ均等に分かれるようにしております。しかし、部会での内容については、やはり部会長さんを中心に先般、ある程度はこういった観点からこの検討部会はこうしようというような観点を決めただけであって、実際のところは、もしかすると同じことが話し合われているということもありうるのではないかなとも思っております。よろしく願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問についてはこの辺で終わらせていただきます。

本日の議事については、以上となります。この後、それぞれの部会に分かれて進めていただきたいと思います。

## 6 自己紹介

立石委員長

ここで、まだ自己紹介をいただいておりますでした砂沢委員さんがお見えになっておりますので、所属とお名前をお願いします。

(砂沢委員 自己紹介)

砂沢 学賦委員 (川口青年会議所)

## 7 傍聴の報告について

立石委員長

それと報告ですが、会議の冒頭に傍聴の方が2人と報告させていただきましたが、途中で1人増えました。会議の流れから皆さんに許可をとることなくそのまま入っていただきましたのでご了承願います。

## 8 閉会 (午後7時56分)

立石委員長

以上をもちまして、第2回自治基本条例策定委員会は閉会といたします。